遼寧省における環境ビジネスの進展

ACROSS JAPAN 株式会社代表取締役 及川英明

1. はじめに

2016年10月20日~22日に瀋陽国際展覧センターで「2016 北東アジア(瀋陽)国際環境保護博覧会」が開催された。遼 寧省内で過去2回開催されてきた「北方環境フォーラム」に 併設して開催したもので、中国の東北地域では環境に特化 した初めての展示会となった。出展企業は約100社と小規 模であったが、日本、ロシア、アメリカ、韓国、オランダ からの参加者を受け入れ、北東アジアを代表する環境技術 交流の中心地として遼寧省が名乗りをあげた。遼寧省環境 保護庁の朱京海庁長(当時)は、「南方の上海の環境展示会は 16年目だが、北方には瀋陽の環境展示会があると並び称さ れるようにこれから成長させていきたい」と意気込みを 語っていた」。

日本の中国ブームが遠く過ぎ去った今日でも、中国の環境市場の拡大にビジネスチャンスを求める日本の政府、企業の活動は少なくない。この背景には、経済成長の陰で広がった環境汚染が顕在化してきたことや、中国政府が環境保護政策を矢継ぎ早に打ち出して力を注いでいること、また、日本の行政と企業に、過去に環境汚染を処理してきた経験と技術が蓄積されていることなどがある。しかし、この明らかに補完関係にある環境分野での日中ビジネスマッチングは決してうまくいっているとは言えない。

本稿では、日ごろビジネス現場にいる視点から、中国の環境政策と遼寧省が置かれている状況を整理し、日本企業にとっての中国の環境ビジネス、とりわけ遼寧省での進出の実態を例に、課題を見つめて、今後の展望を探ってみたい。中国の「新常態」下において、特に計画経済の遺産を背負った遼寧省において、環境保護分野で北東アジアを包括する日本企業のビジネス提携が進展することを期待している。

2. 中国および遼寧省の環境政策

2.1 中国の環境政策

中国の憲法(1978年改訂)では、「いかなる組織・個人も、

いかなる手段でも自然資源を侵犯または破壊してはならない」(第9条2項)、「国は生活環境と生態環境の保護と改善を行い、汚染とその他の公害を防止する」(第26条第1項)と定めている。環境基本法である環境保護法が試行されたのは対外開放初期の1979年(制定は1989年)、日本の環境基本法が1970年の公害国会で成立したことから比べても大きく遅れていたわけではない。

しかし、経済発展と調和すると定めた環境保護政策の実 態は、自然環境の保護を重視しながらも経済成長の足かせ とならないことが最優先されてきた。日本の公害国会に類 似する環境両会(全国人民代表大会と全国政治協商会議)が 開催されたのは、経済成長のスローダウンと北京の大気汚 染などの環境問題が表面化した2014年春まで待たねばなら なかった。現在、「史上最も厳しい」と評価される新たな環 境保護法が2015年1月から施行され、従来の①協調発展の 原則、②予防の原則、③汚染者負担の原則を継承しながら、 罰金の日割り計算や責任者の拘留などの罰則強化、環境達 成度と公務員人事評価の連動強化、汚染の第三者処理によ る迅速化、日本にはない「公益訴訟制度」などの新たな対策 が導入されている。並行して、水質汚染、排気汚染などの 法規が改定され、「水10条」「大気10条」「土10条」2と称される 達成目標時期を定めた行動計画と日本よりも厳しい排出基 準が制定され、先行地域・業界で規制の強化が始まってい る。これらの法整備に関連し、中国の環境保護政策は大き な転換期を迎えようとしている。

環境重視に政策転換した時期や日本の公害問題が社会化した時期と比べて、現在の中国の環境問題への取り組みは日本の1970年代、1980年代と相違しているとの見方ができる。しかし、中国の汚染源は30年間の経済成長により複合汚染の度合いを強め、「問題解決型」の緊急対策と「着地点誘導型」の長期対策を同時に進めるうえでの難易度を増している。また、日本の環境対策が行政よりも公害の被害者である市民運動が先導してきた経緯は、一党指導体制のもとで依然として6%台の高い経済成長を維持しようしている

¹²⁰¹⁶年10月20日に遼寧省人民政府会見室での遼寧省環境保護庁・朱京海庁長(当時)の発言。

 $^{^2}$ 国務院が通達した「水汚染防治行動計画」(2015年 4 月 2 日通知)、「大気汚染防治行動計画」(2013年 9 月10日通知)、「土壌汚染防治行動計画」(2016年 5 月28日通知)の略称。

単位:億元 2500 2500 1500 1000 500 2003 2004 2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016

図1 近年の遼寧省の環境保護産業の売上額の変化

出所:遼寧省環境保護産業協会2015年5月発表資料

中国とは異なる。そのため、「公益訴訟制度」の主体となる NGO等を規範化して指導体制側からの「見える化」を保つ ことが必要であり、検察等の指導体制側からの公益訴訟も 推奨している³。日本は最高時にGDPの8.5%を環境対策に 財政投入したが、中国はGDPの2%に満たない。後述するように経済成長の失速と産業構造改革により、官民ともに 資金不足に直面している。以前と比べて強化された罰金収入は環境保護専用基金に組み込み、新たに環境保護税を制定して汚染排出費を税金として整備するためのパブリックコメントが2016年10月に行われ、環境税の導入準備が最終 段階を迎えているほか、排出権取引制度やPPP(官民パートナーシップ)、EMC(合同エネルギー管理、日本のESCO(エネルギーマネジメント推進協議会)に相当する)事業、民間融資などの市場メカニズムによる解決策の試行が進められている。

2.2 遼寧省の環境政策

遼寧省に目を向けると、中央政府の政策に呼応した地方 法規の整備に加えて、環境規制の強化が進んでいる。筆者 が経験した事例を挙げると、2016年11月上旬に予定してい た政府幹部との交流がいくつか延期となった。「11月1日か ら始まる暖房供給期に大気汚染を最小限に抑え込むために 現場を離れられない」という理由だ。長年、環境保護企業 を経営している専門家たちは2013年ころから口をそろえて 「ようやく業界に春が来た」と期待に胸を膨らませている。 遼寧省環境保護産業協会の調査によると、2014年末現在で 遼寧省内で環境保護製品の製造、環境保護サービス、循環 型資源利用設備の製造、環境配慮型製品の製造に従事する 企業はすでに1195社に達し、販売売上額は2267億元で域内 総生産の7.9%を占めている。販売売上額は過去10年で平均 24%増加している⁴。環境保護産業界にとって、こうした 過去10年の高成長を「冬」と受け止め、これから「春が来る」 と言う背景には、行政、企業がいままでにはない厳格な環 境保全対策を始めると感じていることがある。

遼寧省が2016年から取り組んでいる遼寧省環境保護第13次5カ年規画では、①水質改善、②大気汚染改善、③土壌改善、④自然保護区などの生態保護の強化、⑤環境リスクの低減、⑥環境監督管理の強化、⑦環境保護産業の発展に重点を置いている。これらの政策重点は、そのまま、日本企業がビジネス参入する際の指針となる。

上記の①の水質改善では、遼河流域の汚染防止、排水などによる近海域の汚染阻止、工業排水の処理、都市部生活排水処理場の改造、農村部排水・地下水汚染のコントロール、②の大気汚染改善では、自動車排ガス規制、脱硫・脱硝・集塵の推進、特に小型企業の環境整備、石油化学、塗装、印刷等の工場とガソリンスタンドのVOCs(揮発性有機化合物、以下同じ)汚染の制御、③の土壌改善では、中央政府が制定した「土10条」に基づく調査と転用地の修復、

— 19 —

³2015年7月2日に最高人民検察院が公布した「検察機関による公益訴訟提起改革の試験方案」によると、2016年9月までに立案した環境生態保護案件は1200件、民事・公益訴訟は36件だった。同方案では、検察機関が公務履行中に、環境汚染や食品医薬品安全分野で社会の公益を損害する行為を発覚したときに、的確な原告がいない場合や原告となる主体者が提訴しない場合は、検察機関が民事公益訴訟を提起できると定めている。 ⁴遼寧省環境保護産業協会の調査によると、2014年末の遼寧省の環境保護産業の市場規模(売上額)は2267億元(約3.6兆円)。

④の自然保護区などの生態保護の強化では、生態保護危険ラインの設定と監督能力の強化、⑤の環境リスクの低減では、環境事故の防止と緊急対応体制の整備、重点産業・地域での重金属汚染の防止、危険廃棄物汚染の防止、産業固体廃棄物汚染の防止、⑥の環境監督管理の強化では、オンラインモニタリング、法執行体制のスマート化、移動式緊急モニタリング体制の整備、重度汚染天候の予報体制の整備、⑦の環境保護産業の発展では、サービスプラットフォームの建設、環境保護産業集積区の建設支援などを、具体的な政策目標に定めて取り組んでいる。

このうち、水質改善では、長年、遼河流域の環境保全に注力していることが遼寧省の特徴で、2016年11月11日、新任の遼寧省環境保護庁・来鶴庁長が直接、大伙房水源(ダム)保護区管理委員会主任を兼務している。生活排水の処理分野ではすでに都市部の汚水処理場がほぼ完成しているため、「水10条」の新基準に合わせた改造とオンラインモニタリング体制の整備、汚泥の減量化や資源化が現在の課題となっている。また、工場から排出される産業排水の処理に重点が置かれている。

大気汚染改善においては、空気改善PM2.5基準に代表さ れる市民の日常生活と健康に直結した問題であるため、自 動車の排ガス規制、ガソリンの純度向上、冬季の集中暖房 供給用の石炭燃焼ボイラーの統廃合と排気処理設備の改良 などの対応が進んでいる。工場の脱硫装置、脱硝装置の導 入は、第11次5カ年規画の時から日本が官民挙げて中国の 大手発電メーカー等に技術支援を行ったが、中小規模の発 電所や暖房供給ボイラー、製鉄工場等の汚染企業にはそう した先端処理技術の伝搬が進んでなく、昨今の基準値の厳 格化に伴って改造が必要になっている。集塵機ではバグ フィルターが主流だが、高温環境ではランニングコストが 高いなど、脱硫、脱硝設備とともに導入はしたものの使用 しない状況が散見されていたことから、新技術の導入や運 用管理面の強化に焦点が置かれている。こうした運用上の 問題は、汚水処理でも同様に生じている。日常の運用管理 は、遼寧省に限らず、中国全土にわたる普遍的な課題であ る。また、新たな課題として、脱硝用促進剤の再生技術、 VOCs計測・処理技術、クリーンエネルギーの導入等に重 点が置かれている。中国の大気基準は、CO₂、SO_x(硫黄酸 化物)、NOx(窒素酸化物)、PM10・PM2.5、O₃(オゾン)で 構成され、すべての項目が基準値内の日を「天候良好日」と

定めている。これを年間で何日増やすかが所轄部門の評価に直結している。SOx、NOx、PMはすでにその原因がほば特定できており、所轄部門にとってコントロールしやすい項目だが、O3は、管理が困難な植物を発生源とする排出が多く、工場のVOCs排出を抑制することに焦点が集中している。

土壌改善においては、広い国土と長年の経済開発で軽視されてきたことから汚染範囲の広さと深刻さにおいて対応が難しい課題である。「土10条」が公布され、まずは正確な汚染状況の実態調査から始め、北京、上海など大都市の転用地、新規開発地で処理が行われているが、改善に取り組んでいる範囲は、北京や上海などの大都市の一部の転用地、新規開発地など、限定的である。遼寧省では、「遼寧省土壌汚染防治計画実施プラン」を制定し、石油、化学工業、冶金工業を主とする重工業都市と重点工業団地、鉱山跡地等を対象に処理業者の選定が始まっている。

3. 遼寧省における日本企業の環境ビジネスへの取り組み 状況と課題

3.1 遼寧省での日本企業の取り組み状況

中国に拠点を持たない日本企業が中国の環境保護市場に進出する過程は、おおよそ、①市場への認識・関心・興味、②行政または知人の勧誘を受けて進出を準備、③展示会・マッチング交流会に参加、④取引先またはユーザーとなる現地企業と商談、という段階をたどる。遼寧省は、展示会などのイベントでは上海、広東等の交流が活発な地域には及ばないものの、友好都市関係を締結している自治体が多く、自治体、行政レベルでさまざまな環境交流が行われている。大連では、友好都市の北九州市等が地元企業とのマッチングを進め、瀋陽では川崎市が行政レベルの交流を続けている。また、遼寧省環境保護産業協会と協力関係を提携している関西アジア環境省エネビジネス交流推進フォーラム(Team E-Kansai、会員数約180社)が遼寧省各地の環境需要や環境エンジニアリング会社とのプロジェクトをあっせんしている。

日本で留学、就職する在日中国人の3分の1が中国東北 地方の出身者であることからも、在日中国人を通じて遼寧 省とのかかわりを持つ機会も少なくない⁶(表1)。

現在、遼寧省の環境分野に進出している日本企業は、部 品・小型設備を販売している企業を除くと、水処理関連で

⁵ 寮室省人民政府の2016年8月24日の通知による。

⁶法務省在留外国人統計(旧登録外国人統計)による試算。2011年末の日本在留中国人数は67万4879人で、そのうち東北三省(遼寧省、吉林省、黒竜江省) 出身者は23万9789人で全体の35.5%を占める。2012年から訪日査証申請制度の変更により査証申請書類に出身地の記載が不要となったため、2012年以 降は出身地別の統計が行われていない。

表 1 日本各地の遼寧省との友好都市関係

遼寧省 神奈川県、富山県 瀋陽市 札幌市、川崎市、佐世保市 大連市 青森市、舞鶴市、北九州市、伊万里市 鞍山市 尼崎市 撫順市 夕張市、いわき市
大連市青森市、舞鶴市、北九州市、伊万里市鞍山市尼崎市撫順市夕張市、いわき市
鞍山市 尼崎市 撫順市 夕張市、いわき市
撫順市 夕張市、いわき市
本渓市 小山市
丹東市 徳島市
錦州市 高岡市
葫蘆島市 宮崎市
営口市 太田市
盤錦市 砺波市
鉄嶺市 鹿沼市
朝陽市 帯広市
瀋陽・五三街道 安曇野市
大連市金州区 七尾市、尾鷲市、延岡市
大連市中山区 東京都荒川区
大連・旅順区 唐津市
大連・瓦房店市 玉名市、天童市
鳳城市(丹東市) 北秋田市
興城市(葫蘆島市) 川北市

出所:日本国自治体国際化協会ウェブサイト、大阪府日中友好協会、各県ウェブサイトをもとに筆者が整理

は、大連で小規模の生活排水処理場を運営する宮崎県の清本鉄工、瀋陽の渾河区に地域密着型の生活排水処理場を6カ所建設した帝人、SS(浮遊物質)処理の実証試験に成功して全国展開を進めている日立造船、地下水の採掘に特異な技術を提供しているナガオカなど数社に限られているが、すでに役割を終え撤退した企業もある。

排気処理関連でも、重工業集積地として蓄積した技術力 を背景に、集塵機等の現地生産拠点として委託生産を受け るケースがあるが、市場および提携先としては燃料を石炭 から天然ガスに転換する政策に合致した三浦工業のボイ ラーなどを除き、限定的である。日本の大手プラントメー カーやセメント会社は、遼寧省以外の地域ですでに設立し た合弁会社を環境保護分野でも進出拠点として、信頼関係 が構築されている合弁相手の施設を対象に技術・設備を提 供しているが、遼寧省までは広がっていないようである。 また、中国では現在も求められている脱硫、脱硝技術につ いては、中国のCO₂排出量のピークを2030年と設定してい るように、すでに市場規模としてのピークは過ぎていると の見方が日本企業にある。現時点から進出して生産体制を 構築しても投資コストを回収しにくいと判断している。 VOCs排気処理では、先行して排出費を徴収する8省・市 の一つとして遼寧省が石油化学工場を手始めに、合成樹脂・ 印刷・包装業界を対象として規制強化に乗り出しているこ とを受け、日本企業のプロモーションが始まっている。

ごみ処理関連では、埋め立て処理場での処理能力が限界にきており、また、埋め立て地から地下水に流入する浸透液による汚染や臭気汚染、発火等の安全対策等の観点から埋め立て量を減らす対策に迫られ、ごみ焼却施設の建設が進んでいる。遼寧省では、日立造船が大連や瀋陽でごみ処理発電設備を導入しており、遼寧省内の各地から新設するごみ焼却施設への引き合いが増えている。そのほかに、飲食ごみの資源化等の分野で日本企業との技術交流が行われている。

環境計測機器分野では、北京・上海等を主な納入先として中国全土で前年比200%増の売上を達成している日本企業もあるが、遼寧省での販売は堀場製作所等の一部を除き、現地需要に十分に対応できていない。現在、水質・排気の両分野で処理施設と排出工場におけるオンラインモニタリング化と集中管理体制を整備する方針で、日本企業との提携に期待している。中国市場での販売に際しては、製品ごとに数万元の許可証の取得が必要で、相応の販売予測が立たないと大学等の研究室向けを除く市場への参入が難しい

最近の動向として、10月21日に瀋陽で開催された「中日環境省エネ技術交流会」で、日立造船・堀場アドバンステクノ・オプティクス・大川原化工機・創夢奏が技術紹介を行った。また、遼寧省政府が農村部の環境対策に注力していることを受け、日立造船が家畜の糞とトウモロコシの茎を資源化する炭化技術の実証に向けた取り組みを進め、11月26日に北京で開催された「第10回日中省エネルギー環境総合フォーラム」で中国科学院瀋陽応用生態研究所等と意向書を調印している。

3.2 中国市場進出の課題

日本企業が遼寧省の環境保護市場へ進出するうえで、次 章で検証する遼寧省特有の問題があるが、一般的には中国 市場進出に共通する以下の課題を抱えている。

①市場の特定

自社の技術的優位性を考慮して、どの汚染処理を対象市場とするか確定する必要がある。生活用品など一般商材の販売では、中国を華北、東北、華東、華中、華南と分類して地域販売戦略を立てると効果があるが、環境保護分野では、中国全体の政策動向と技術的課題を考慮して、処理対象分野を限定するための市場調査が必要となる。そのうえで地元企業に有利な政府需要案件(官需)や地域産業を考慮した企業需要(民需)を見つけ、地域の選定を行うことが望ましい。遼寧省一省だけで大阪、タイ等に匹敵する経済規

模を有するが、一定の実績ができたのちは、地域的特性よりも技術的特性から汚染対象を特化して中国全国で顧客ルートを開拓することになる。

②進出の形態と時間的制約

進出リスクを考慮して単独で進出するのか、現地企業を 合弁パートナー・技術提携先・販売代理店のいずれかにす るのかを定める必要がある。中国の環境保護業界は中小企 業の乱立状態にあり、大型企業によるM&Aや統廃合が進 んでいるため、生き残りをかけて日本の先端技術を求める 需要が増えている。こうした需要や長期的な解決課題に対 しては、数カ月の時間をかけて対応できるが、具体的な案 件については、政策目標期限の達成に合わせた短期即決型 が多く、日本で需要情報を入手してからの対応では間に合 わない。また、具体案件が進展している最中では、中国的 な習慣から、翌日または2、3日後の面談を要請されるこ とも日常的で、これらに対応できなければ放棄したとみな されることもある。このため、まず、現地に単独または提 携による拠点を構築し、入札参加資格を有しておくことが 必要である。日本企業の強みでもある修理、保守などのア フターサービス体制を整備するうえでも現地拠点が欠かせ ない。単独での進出の場合は、海外企業を排除して中国国 内企業を優先する中小規模の案件や、逆に日中間の政治関 係が不安定になると障害が生じやすい大型国有企業の案件 もあるので、こうした点も考慮して単独または合弁、技術 移転、販売代理等の形態を選定することになる。

技術移転や生産委託の場合は、どの段階でどこまで移転するのかについて、日本にコア技術・設備を残せることが望ましいが、残せない場合はどのように管理するかを策定しておく必要がある。販売のみを委託する場合は代理店契約の許諾業種・期間・代金回収方法などの設定を自社の戦略に合わせて想定しておくことになる。提携する現地企業との信頼関係を構築するには時間と実績が必要である。最近は環境保護ブームに乗じて資金力がある企業による環境保護企業の設立が増えている。こうした中には市場の好感度を上げる目的で環境保護企業をとりあえず設立し、生産販売能力を備えていない上場企業もある。自社の強み、弱み、市場と競合企業を見定めて最適と思われる進出形態と段階的なスケジュールを定めておきたい。

③現地生産化

日本企業が開発した技術・設備は、日本の市場特性や補助金制度により製造コストが高く、「過剰スペック」とみなされることが多い⁷。性能面では故障が少なく、運用が簡便で、エネルギー消費も低く抑えられて長期的なランニングコストの削減につながる製品が多いが、入札の窓口は運用部門ではなく、購買部門が主体であり、イニシャルコストが優先されがちとなる。中国の製造企業の多くは、納品検品までがメーカーの製造責任範囲で、一般に1年間の保証期間内に故障があれば修理したり、5~10%程度の代金残額の範囲で保証したりすればよいと考えている。こうした状況は、環境保護法による所有者に対する罰則規定の強化により、今後見直されてくると思われるが、中国での輸入関税(製品のCIF価格の3%程度)や仕入控除が適用されない輸入時の増値税17%を考えれば、現地生産化によるコストダウンが早い段階で必要になる。

④中国での実績

中国企業との商談時に必ず聞かれるのが、中国での実績である。いくら海外で立派な実績があっても中国の汚染状況と汚染排出基準が違うので対処方法と効果も異なるという認識がある。中国では、日本のように各段階で簡易処理されながら最終処理を迎えるのではなく、また、単工程の処理でも原料や運用にばらつきが大きいことから、日本で想定している結果に通じないことがある。そこで、販売契約を締結する前に中国での実証が必要となるが、環境エンジニアリング会社や大学、研究所などのどこと提携するのか、実証コストと成果の所有をどう分担するか、などを定める必要がある。日本の中小企業にとっては、この実証試験、実績作りの壁を乗り越えることが難関で、日本の行政の支援も限られている。

以上の課題は本章で、初めに掲げた4段階の進出過程を経て、実際に現地のユーザーまたは環境エンジニアリング会社と提携を始める段階に至るまでに、解決方針を定めて 臨まなければならない。

また、交流、商談を進める際に、相手企業の本気度を見極めることが必要である。情報収集を目的に商談会に参加している中国企業と交流を重ねても、その企業が具体案件に参画する能力がなければ徒労に終わるケースが多い。また、確かな生産能力と市場、経営基盤を持たない企業も混在している場合がある。しかし、猜疑心をもって臨んでい

⁷ 最近では、汚水処理、VOCs処理等で日本の環境基準より厳しい規制値が設定されているため、日本製の計測器、処理装置のスペックでは基準値に達成しない状況も生じ、改造や前後処理を合わせた提案が必要になっている。

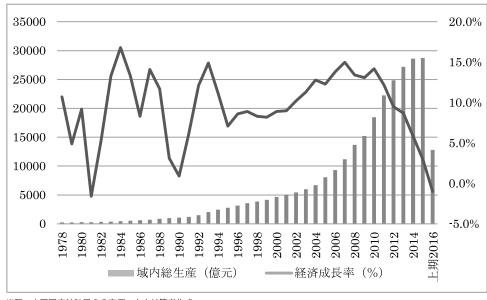


図2 遼寧省の経済規模と成長率の推移

出所:中国国家統計局の公表データより筆者作成

ては信頼関係を構築しにくい。この面でのしたたかさが日本企業に求められている。

4. 遼寧省の環境政策を取り巻く経済状況

2016年に遼寧省は、中国全国で突出した注目を浴びている。その一つが経済の低迷で、もう一つが公職者の汚職摘発である。省及び市の政府関係者の更迭が数日おきにニュースとなっている。外資系企業の誘致に携わった公職者も摘発されたり、人民代表だった企業の責任者は商談の場に姿を見せなかったりして、汚職撲滅が展開されている。環境保護部門でも無縁ではなく、環境監督部門による処理装置の押し売りが強化されるなど、公職者に対するより厳しい監督管理が強まるという弊害も表れている。難題は、経済の低迷にある。2015年に遼寧省の域内経済成長率は全国最低の前年比3%を記録した。2016年の第1四半期は前年同期比マイナス1.3%、上期では同マイナス1.0%まで持ち直したが、全国最低である8(図2)。

遼寧省の財政収入を見てみると、2015年の一般公共財政 予算収入(基金収入を除く)は2125.6億元で前年比マイナス 33.4%、財政支出も2015年は4617.8億元で前年比マイナス 9.1%と地方債を増やしながら落ち込んだ。2016年上期の 一般公共予算収入は、前年同期比でマイナス18.6%とさら に減少している。この背景には、固定資産投資の減少と、 製鉄、石油化学企業等の生産調整、販売価格ダウンによる 税収減と周辺産業の低迷、そして、国有企業および現在は 民営化している元国有企業による資産整理が影響してい る。

こうした状況を受けて、政府による積極的な環境分野への投資が打ち出しにくい状況にある。また、企業の負担増を考慮して、新たな環境規制の実施に慎重にならざるを得ない状況にある。広東省が日本企業との技術提携に限定した補助金制度を打ち出していることとは対照的に、中央政府の支持と支援を受けやすい「一帯一路」政策や東北振興策に合致したプロジェクトで環境保護産業の発展につなげようと苦心している。制度面では、上海市が新たな環境保護条例を2016年10月から施行し、環境問題に対する情報公開を進め、公益訴訟を含めた市民の参画と監督を打ち出したことと比べて、遼寧省環境保護条例では依然として規制の強化や手続きの厳格運用に重点が置かれている。

現在の遼寧省を筆頭とする東北三省の経済停滞を「新東北現象」ととらえる見方があるが、決して新しい問題ではないことに解決の難しさがある。1979年からの対外開放により1985年に中国の計画経済比率が2割に下がった時点でも5割比率を維持してきた東北地域の工場閉鎖や失業問題を「整理整頓」と「国有企業改革」等の視点から「東北現象」ととらえ、その後の2000年代初頭に、鉱山資源の枯渇や重工業への高度依存、軽工業の未発達、新産業の未出現、生産効率の低迷、農村部の低収入などが表面化した時期にすでに「新東北現象」と問題視されてきた。豊富な資源、豊饒な土地、重工業で培った技術など、現在も遼寧省には経済を

⁸以下、2015年の数字は「2015年遼寧省国民経済和社会発展統計公報」を参照、2016年の数字はニュース速報値による。

回復、発展させる潜在力があると言われ続けている。

5. 展望

経済の低迷を受けて、企業体質を転換し、生産性を向上させるチャンスと捉えている工場経営者が遼寧省にいる。たとえば、沿海地域の名門大学で環境工学を学び、国有の環境設備生産企業の工場長を経て、民営化後の企業を経営し、政府資金を受けながら国有時代の社員の生活保障を続けている経営者がいる。高度成長期にはわずかな生産性の向上より魅力的な短期の収益増が優先されたが、ようやく地道な生産性向上に取り組みやすい環境になったと言う。こうした経営者はまだ多くないが、実直な東北人に適した取り組みであり、日本の生産改善ノウハウが生きる場でもある。

中央政府は2015年5月に「中国製造2025」計画を打ち出した。建国100年を迎える2049年には現在の「製造大国」から世界トップクラスの「製造強国」になることを目指している。2016年8月19日に工業・信息部、国家発展改革委員会、科学技術部、財政部が合同で公表した「中国製造2025」の5大プロジェクトの実施ガイドラインでは、その一つに、工場や生産現場の環境保護と省エネを推進する「緑色製造工程プロジェクト」を掲げ、今後5年から10年をかけて進めていく構造転換の指針を示した。

2016年第2四半期から経済成長が前年同期比でマイナスながらも回復基調にあり、就業・物価・収入が安定して伸びていることを理由に「すでに底を打った」という見方もあるが、製造業の転換を行うチャンスを失ってはならない。2015年に遼寧省の固定資産投資(農家への投資を含まない)の55.9%が第三次産業に充てられた。より一層の物流・金融の整備が求められるが、計画経済期の遺産を受け継ぐ「東北現象」期と過去の「新東北現象」期を経ても、サービス意識や商習慣は南方より規範化されてない。ビジネスの現場では、突然に無理な要求をしてくることや、法律を視野に入れていない対応をしてくることもある。第三次産業に傾斜する産業構造の転換で、さまざまな努力を続けてきた

が、問題は重工業をはじめとする製造業にあり、答えも製造業の体質改善にある。現在の経済低迷期が、新たな発展に向けた「生みの苦しみ」であることを期待したい。

環境保護分野では、省、市の環境保護部門が2015年末に環境保護産業集団企業を設立し、政府資金と市場システムによる資金問題の解決を図っているほか、PPPの導入も進めている。2015年の新しい環境保護法で新たに規定された罰金の日割り計算制度により、2016年1-8月の遼寧省が適用した徴収件数54件、徴収金額8130万元はともに全国省・市・自治区で最高となった。「企業にとってはまだ違法コストが安い」と政府担当者でもいう状況ではあるが、着実に新たな制度を運用している。

6. むすび

2015年の年の瀬が迫った12月30日に中国共産党中央政治局会議は、「東北地区等の老工業基地を全面的に振興させる若干の意見」を決定し、2020年までに中高速度の経済成長に回復させるとした。2016年8月23日に国家発展改革委員会は、2016年から2018年の3年間の東北振興政策実施プラン127プロジェクトを発表した。これから新規着工が増えていく。

陳求発・遼寧省長は、2016年9月に日本の行政幹部、経営者と面談した際に、東北地域で唯一の自由貿易区を遼寧省に設立することが決まり、昨年の東北振興策に続き、中央政府が遼寧省の発展を重視していることを紹介し、自身が開発区管理委員会主任を務める新撫新区に「日本企業による環境保護産業エリアを作ってほしい、まずは見に来てほしい」と呼びかけた。

遼寧省をはじめ、中国の環境保護市場への参入には、少なくとも本稿で検討したような課題があり、慎重な対応が求められる。いま、日本海対岸に隣接する遼寧省から寄せられている環境と製造業の改善に向けた日本への期待に応えることで、強固な提携関係を構築できるチャンスが到来している。

⁹「環境工程」2016年10月17日報道。